



福県医発第223号(地)

平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 竹 嶋 康 弘



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の
改正に伴う諸通知等の送付について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」につきましては、平成18年3月17日付福県医発第2238号(地)をもってお送りいたしておりますが、今般、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改正に伴い、①後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について、②エイズ治療の中核拠点病院の整備について、③エイズ治療の中核拠点病院の選定等について、④平成18年度「HIV検査普及週間」について、⑤「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について、⑥後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う「エイズ治療拠点病院整備事業について」等の一部改正について、それぞれ厚生労働省より各都道府県等に通知がなされた旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

特に、本年度より「HIV検査普及週間」が創設され、平成18年6月1日から7日まで実施されること、また、「エイズ対策推進協議会」が未設置の都道府県においては、既存の審議会等を活用することも考慮しつつ速やかに設置することを求めています。

本県におきましては、「HIV検査普及週間」を実施する方向で各保健所等と現在協議中であること、また「エイズ対策推進協議会」につきましては未設置のため設置する方向で検討中であるとのことですので、通知があり次第、再度ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎・蒲池 壽



(地Ⅲ 4)

平成18年4月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の
改正に伴う諸通知等の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」につきましては、平成18年3月7日付（地Ⅲ 231）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改正に伴い、①後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について、②エイズ治療の中核拠点病院の整備について、③エイズ治療の中核拠点病院の選定等について、④平成18年度「HIV検査普及週間」について、⑤「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について、⑥後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う「エイズ治療拠点病院整備事業について」等の一部改正について、それぞれ厚生労働省から各都道府県等に通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

特に、本年度より「HIV検査普及週間」が創設され、平成18年6月1日から7日まで実施されること、また、「エイズ対策推進協議会」が未設置の都道府県等においては、既存の審議会等を活用することも考慮しつつ速やかに設置することを求めていますことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う諸通知等をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件の趣旨についてご了知いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健疾発第 0331008 号
平成18年3月31日

社団法人 日本医師会 常任理事 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
の改正に伴う諸通知等の送付について

日頃より、エイズ対策の推進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴い、地方公共団体へ通知した下記の諸通知等の（写）を送付いたしますので、御了知方いただくとともに引き続きエイズ対策に御協力方よろしくお願いいたします。

記

【指針総論関係】

- 1 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年3月2日厚生労働省告示第89号)及び同新旧対照表
- 2 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について(平成18年3月31日健疾発第0331001号：疾病対策課長通知)

【中核拠点病院関連】

- 3 エイズ治療の中核拠点病院の整備について(平成18年3月31日健発第0331001号：健康局長通知)
- 4 エイズ治療の中核拠点病院の選定等について(平成18年3月31日健疾発第0331002号：疾病対策課長通知)

【HIV検査普及週間関連】

- 5 平成18年度「HIV検査普及週間」について(平成18年3月31日健発第0331002号：健康局長通知)

【エイズ対策推進協議会関連】

- 6 「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について(平成18年3月31日健疾発第0331003号：疾病対策課長通知)

【その他】

- 7 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う「エイズ治療拠点病院整備事業について」等の一部改正について(平成18年3月31日健発第0331003号：健康局長通知)

○厚生労働省告示第八十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百十七号）の全部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態（HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。）は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）がHIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査（以下「エイズ発生動向調査」という。）によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、

日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要がある、そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談（カウンセリング）体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO等」という。）、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。

また、我が国の既存の施策は全般的なものであったため、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかった。こうした現状を踏まえ、国及び都道府県等は、個別施策層（感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。個別施策層としては、現在の情報にかんがみれば、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者が挙げられる。また、HIVは、性的接触を介して感染することから、性風俗産業の従事者及び利用者也個別施策層として

対応する必要がある。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しが必要とされるべきである。

さらに、施策の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の理念である感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等（患者及び無症状病原体保有者（HIV感染者）をいう。以下同じ。）の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要である。

本指針は、このような認識の下に、後天性免疫不全症候群に応じた予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 エイズ発生動向調査の強化

エイズ発生動向調査は、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に配慮した上で、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報分析も引き続き強化すべきである。

また、都道府県等は、正しい知識の普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に実施するため、患者等の人権及び個人情報保護の保護に配慮した上で、地域における発生動向を正確に把握することが重要である。

二 個別施策層に対する施策の実施

国は、個別施策層に対しては、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的調査研究を、当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果については、公開等を行っていくとともに、迅速に国の施策に反映させることが重要である。

また、都道府県等においても、地域の実情に応じて、個別施策層に対し、人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的に調査研究を実施することが望ましい。

三 国際的な発生動向の把握

国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在していると同時に、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方及び取組

1 後天性免疫不全症候群は、性感染症と同様に、個人個人の注意深い行動により、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、①正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を、重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。また、保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域における発生動向を正確に把握できるようその機能を強化することが重要である。

2 普及啓発においては特に、科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。また、普及啓発は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がHIVに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを

意図して行われる必要がある。

3 検査・相談体制の充実については、感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個々人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。

4 このため、国及び都道府県等は、保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、検査・相談の機会を、個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていくことが重要である。

二 性感染症対策との連携

現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とHIV感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とHIV感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及啓発等が挙げられる。

三 その他の感染経路対策

静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接

触以外の感染経路については、厚生労働省は、引き続き、関係機関（保健所等に加え、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）、エイズ治療拠点病院等）と連携し、予防措置を強化することが重要である。

四 検査・相談体制の充実

1 国及び都道府県等は、基本的な考え方を踏まえ、保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。

2 具体的には、都道府県等は、個人情報保護の保護に配慮しつつ、地域の実情に応じて、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大に努めることが重要である。

また、国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等（以下「指針等」という。）を作成等するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。

3 また、検査受診者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設ける必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。

さらに、検査の結果、陽性であった者には、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供することが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、

行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。

五 個別施策層に対する施策の実施

国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。

特に、都道府県等は、患者等や個別施策層に属する者に対しては、対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。また、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。

六 保健医療相談体制の充実

国及び都道府県等は、HIV感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持するとともに、性感染症に関する相談、妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に、個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上等を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やNGO等との連携を検討すべきである。

第三 医療の提供

一 総合的な医療提供体制の確保

1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

具体的には、ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

2 また、高度化したHIV治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。

また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種

拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネート）を強化していくべきである。

3 十分な説明と同意に基づく医療の推進

治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。

4 主要な合併症及び併発症への対応の強化

HIV治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。

5 情報ネットワークの整備

患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報保護に万全を期した上で、HIV診療支援ネットワークシステム（A-net）等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を超えた連携を図り、ひいては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。

6 在宅療養支援体制の整備

患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。

7 治療薬剤の円滑な供給確保

国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）で承認

されているがHIV感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。

二 人材の育成及び活用

良質かつ適切な医療の提供のためには、HIVに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。

三 個別施策層に対する施策の実施

個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対応手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくこと等が重要である。

例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やHIV治療

に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実等が必要である。

四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化

患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。

第四 研究開発の推進

一 研究の充実

患者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくためには、国及び都道府県等において、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っているべきである。特に、各種治療指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、当該研究を行う際には、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。

二 特効薬等の研究開発

国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。

三 研究結果の評価及び公開

国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、各種指針等を含む調査研究の結果については、研究の性質に応じ、公開等を行っていくことが重要である。

第五 国際的な連携

一 諸外国との情報交換の推進

政府間、研究者間及びN G O等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国のH I V対策にいかし
ていくことが重要である。

二 国際的な感染拡大の抑制への貢献

国は、国連合同エイズ計画（U N A I D S）への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。

三 国内施策のためのアジア諸国等への協力

厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。

第六 人権の尊重

一 人権の擁護及び個人情報の保護

保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。

二 偏見や差別の撤廃への努力

患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、

文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成十二年法律第四百十七号)第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供

HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。

第七 普及啓発及び教育

一 基本的考え方及び取組

1 普及啓発及び教育については、近年の発生動向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起こしやす

くするような環境を醸成していくことが必要である。

2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、国民一般を対象にHIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものとがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とする必要があることから、住民に身近な地方公共団体が中心となって進めていくことが重要である。

3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGO等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。

二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化

国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資材等を患者等とNGO等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、

企業、N G O等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。

三 医療従事者等に対する教育

研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。

四 関係機関との連携の強化

厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口に外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。

第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携

一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に

進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、N G O等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

二 N G O等との連携

個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、N G O等と連携することが効果的である。また、N G O等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。

○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年厚生省告示第二百十七号)の全部を改正する件

改正後

後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態(HIV(ヒト免疫不全ウイルス))に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)がHIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査(以下「エイズ発生動向調査」という。)によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要がある。そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談(カウンセリング)体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織(以下「NGO等」という。)、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。

また、我が国の既存の施策は全般的なものであったため、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかった。こうした現状を踏まえ、国及び都道府県等は、個別施策層(感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。)に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。個別施策層としては、現在の情報にかんがみれば、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者が挙げられる。また、HIVは、性的接触を介して感染することから、性風俗産業の従事者及び利用者も個別施策層として対応する必要がある。なお、具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しが必要である。

改正前

後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態(HIV(ヒト免疫不全ウイルス))に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に近年の傾向としては、日本人男性が異性間及び同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも感染の予防及びまん延の防止を更に力強く進めていく必要がある。そのためには、正しい知識の普及啓発や教育とともに、国、地方公共団体、医療関係者や患者団体を含む非政府組織(以下「NGO」という。)、海外の国際機関等との連携体制を強化していくことが重要である。

また、我が国の既存の施策は全般的なものであったため、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかった。こうした現状を踏まえ、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)は、個別施策層(感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。)に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。個別施策層としては、現在の情報にかんがみれば、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的障壁や文化的障壁のある外国人及び性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者が挙げられる。また、性感染症としてHIV対策を進める観点からは、性風俗産業の従事者及び利用者も個別施策層として対応する必要がある。なお、具体的な個別施

る。

さらに、施策の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）の理念である感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等（患者及び無症状病原体保有者（HIV感染者）をいう。以下同じ。）の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要である。

本指針は、このような認識の下に、後天性免疫不全症候群に応じた予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 エイズ発生動向調査の強化

エイズ発生動向調査は、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、国及び都道府県等は、患者等の人権及び個人の情報保護に配慮した上で、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、患者等への説明と同意の上で行われる、病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報の分析も引き続き強化すべきである。

また、都道府県等は、正しい知識の普及啓発等の施策を主体的かつ計画的に実施するため、患者等の人権及び個人情報保護の保護に配慮した上で、地域における発生動向を正確に把握することが重要である。

二 個別施策層に対する施策の実施

国は、個別施策層に対しては、人権及び個人情報保護の保護に配慮した上で、追加的に言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的研究を、当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果については、公開等を行うとともに、迅速に国の施策に反映させることが重要である。

また、都道府県等においても、地域の実情に応じて、個別施策層に対し、人権及び個人情報保護の保護に配慮した上で、追加的に調査研究を実施することが望ましい。

策層については、状況の変化に応じて適切な見直しが必要である。

さらに、施策の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）の理念である感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等（患者及び無症状病原体保有者（HIV感染者）をいう。以下同じ。）に対する偏見や差別を解消し、人権を尊重していくことが大切であるという考えを常に念頭に置き、総合的な対策を関係者が協力して進めていくことが必要である。

本指針は、このような認識の下に、我が国におけるHIV感染の拡大の抑制、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等といった後天性免疫不全症候群に際した予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が共に連携して進めていくべき新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 エイズ発生動向調査の強化

国及び都道府県等は、HIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表していくこと（以下「エイズ発生動向調査」という。以下同じ。）は、感染の予防及び良質かつ適切な医療のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。このため、法に基づくエイズ発生動向調査の分析を強化するとともに、患者等への説明と同意の上で行われる病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告による情報の分析も強化すべきである。

二 個別施策層に対する施策の実施

国及び都道府県等は、個別施策層に対するエイズ発生動向調査の分析を強化する必要がある。また、必要に応じて、人権に配慮した上で、言語、文化、知識、心理、態度、行動、感染率、社会的背景等を含めた疫学的調査研究及び社会科学的研究を当事者の理解と協力を得て行うことが必要である。さらに、これらの調査研究の結果を迅速に国及び都道府県等の施策に反映させることが必要であり、個別施策層に情報及び研究成果を提供することが重要である。

三 国際的な発生動向の把握

国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在しているとともに、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

基本的考え方及び取組

1 後天性免疫不全症候群は、性感染症と同様に、個人個人の注意深い行動により、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、①正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。また、保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域における発生動向を正確に把握できるようその機能を強化することが重要である。

2 普及啓発においては特に、科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。

また、普及啓発は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がHIVに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを意図して行われる必要がある。

3 検査・相談体制の充実については、感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個々人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。

4 このため、国及び都道府県等は、保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、検査・相談の機会を、個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていくことが重要である。

三 国際的な発生動向の把握

国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期又は短期間滞在しているとともに、日本国内に多くの外国人が居住するようになった状況にかんがみ、海外における発生動向も把握し、我が国への影響を事前に推定することが重要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

基本的な取組

感染を予防するためには、現在における最大の感染経路が性的接触であるという認識に立つとともに、正確な情報と知識を普及し、個人個人が実際の行動に結び付けていくことが重要である。この場合、新規の感染の多くを占める日本人男性の性的接触による感染の予防に従来以上に積極的に取り組むべきである。特に、感染の危険の高い行動に対して、個人個人の行動に変化をもたらすための具体的方策について研究し、施策に反映させる必要がある。また、静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接触以外の感染経路については、厚生労働省は、関係機関と連携をとり、予防措置を強化することが重要である。なお、これらの施策の実施に当たっては、厚生労働省は、保健所等のみならず、国立国際医療センター・エイズ治療・研究開発センター、地方ブロック拠点病院、エイズ治療拠点病院等と連携を図ることが重要である。

二 個別施策層に対する施策の実施

既存の施策は全般的なものであり、特定の集団に対する感染の拡大の抑制に必ずしも結び付いてこなかったため、国及び都道府県等は、個別施策層に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。

二 性感染症対策との連携

現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とHIV感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とHIV感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及啓発等が挙げられる。

三 その他の感染経路対策

静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接触以外の感染経路については、厚生労働省は、引き続き、関係機関（保健所等）に加え、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という）、エイズ治療拠点病院等）と連携し、予防措置を強化することが重要である。

四 検査・相談体制の充実

1 国及び都道府県等は、基本的な考え方を踏まえ、保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。

2 具体的には、都道府県等は、個人情報保護に配慮しつつ、地域の実情に応じて、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会を拡大に努めることが重要である。

また、国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等（以下「指針等」という。）を作成等するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。

3 また、検査受診者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。

さらに、検査の結果、陽性であった者には、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供することが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。

三 性感染症対策との連携

現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とHIV感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、別途作成される性感染症に関する特定感染症予防指針に基づき行われる施策とHIV感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、低用量経口避妊薬が承認されたことに伴い、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及等が挙げられる。

四 検査体制の維持及び強化

保健所は、現在実施している無料の匿名による検査を継続するとともに、個人情報保護に十分配慮することが必要である。また、必要に応じて、利便性の高い場所と時間帯を配慮した検査を実施する等の検査を受ける機会の拡大も重要である。特に、個別施策層に対しては、検査の機会と実施体制に関する情報提供に努める等検査を受けやすくするための特段の配慮が必要である。さらに、検査を円滑に進めるためには、検査の匿名性や職員の仕事が重要であり、職員の研修の中で徹底することが重要である。

五 個別施策層に対する施策の実施

国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。

特に、都道府県等は、患者等や個別施策層に属する者に対しては、対象者の実情に応じた、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。また、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。

六 保健医療相談体制の充実

国及び都道府県等は、HIV感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持するとともに、性感染症に関する相談・妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に、個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上等を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やNGO等との連携を検討すべきである。

第三 医療の提供

一 総合的な医療提供体制の確保

1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するように、国のHIV治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

具体的には、ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

2 また、高度化したHIV治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療における

五 検査時の相談（カウンセリング）体制の充実

検査受診者のうち希望する者に対しては、検査前後に相談の機会を与え、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。特に患者等や個別施策層に属する者に対しては、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。

六 保健医療相談体制の充実

HIV感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持すると同時に、性感染症に関する相談、妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やNGOとの連携を検討すべきである。

第三 医療の提供

一 医療提供体制の確保

1 医療機関の確保
患者等に対する医療及び施策が更に充実するように、国のHIV治療の中核的医療機関である国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を強化し、医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

2 総合的な診療体制の確保

高度化したHIV治療を支えるためには、専門医等の医療関係者が連

チーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。

また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」(コーディネート・ション)を強化していくべきである。

3 十分な説明と同意に基づく医療の推進

治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。

4 主要な合併症及び併発症への対応の強化

HIV治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。

5 情報ネットワークの整備

患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報保護の保護に万全を期した上で、HIV診療支援ネットワークシステム(A-line)等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を超えた連携を図り、ひい

携して診療に携わることが重要であり、専門的な医療サービスが一の医療機関内又は当該医療機関が属する地域内で満たされるように必要がある。また、精神的側面及び心理的側面に対する医療サービス及び歯科医療サービスの受けやすさの確保も重要である。

3 十分な説明と同意に基づく医療の推進

治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得ることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。この場合、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。

4 主要な合併症及び併発症への対応の強化

HIV治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要になってきており、これらの治療に関する診療機能を強化することが重要である。特に、エイズ治療拠点病院においては、これらの診療機能が一の医療機関内又は当該医療機関が属する地域内で満たされることが望ましい。

5 情報ネットワークの整備

患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報保護の保護に万全を期した上で、HIV診療支援ネットワークシステム(A-line)等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を超えた連携を図り、ひい

ては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。

6 在宅療養支援体制の整備

患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。

7 治療薬剤の円滑な供給確保

国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)で承認されているがHIV感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。

二 人材の育成及び活用

良質かつ適切な医療の提供のためには、HIVに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。

三 個別施策層に対する施策の実施

個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対応手引書の作成等

ては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。

6 在宅療養支援体制の整備

患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。

7 外国人に対する医療への対応

我が国に滞在する外国人患者等へ適切な医療を提供することは、本人にとつてのみならず、感染の拡大の抑制にも重要な事項である。このため、検査や治療に関する相談の機会の増加を図るべきであり、ボランティアやNGO等による通訳、翻訳等の多言語での対応の充実が必要である。

8 人材の活用

HIVに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であり、それらの者が一の医療機関内又は当該医療機関が属する地域内において、機能的に用いられるべきである。

9 治療薬剤の円滑な供給確保

国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。また、国内において薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)で承認されているがHIV感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。

二 個別施策層に対する施策の実施

個別施策層に対して適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、そのためには、医療関係者への研修の機会や対応手

の機会に個別的な対応を考えていくことが重要である。

例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やHIV治療に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の充実等が必要である。

四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化
患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーカー）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。

第四 研究開発の推進

一 研究の充実

患者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくためには、国及び都道府県等において、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、当該研究を行う際には、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。

二 特効薬等の研究開発

国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。

三 研究結果の評価及び公開

国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、各種指針等を含む調査研究の結果については、研究の性質に応じ、公開等を行っていくことが重要である。

第五 国際的な連携

一 諸外国との情報交換の推進

引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくことが重要である。

三

日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化
患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。その方策として、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーカー）等のほか、ピア・カウンセリングの積極的な活用を推進することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGOとの連携体制、社会資源の活用及び人権侵害等における相談方法や相談窓口についての情報を普及する必要がある。

第四 研究開発の推進

一 研究の充実

患者等の人権に十分配慮した良質かつ適切な医療サービスの提供を充実していくためには、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針の作成等は優先的に考慮されるべきであり、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。

二 特効薬等の研究開発

国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。

三 研究評価の充実

国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、研究の成果を医療機関や患者等に提供することが重要である。

第五 国際的な連携

一 諸外国との情報交換の推進

政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国のHIV対策にいかしていくことが重要である。

二 国際的な感染拡大の抑制への貢献

国は、国連合同エイズ計画(UNAIDS)への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。

三 国内施策のためのアジア諸国等への協力

厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。

第六 人権の尊重

一 人権の擁護及び個人情報保護の保護

保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、人権の尊重及び個人情報保護の徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報保護の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報保護の措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。

二 偏見や差別の撤廃への努力

患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらす、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成十二年法律第四百四十七号)第七条に基づき人権教育、啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研

政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国の対策にいかしていくことが重要である。

二 国際的な感染拡大抑制への貢献

国は、国連合同エイズ計画(UNAIDS)への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。

三 国内施策のためのアジア諸国等への協力

有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア及び中南米諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。

第六 人権の尊重

一 人権の擁護及び個人情報保護の保護

保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、個人情報保護の徹底することが重要であり、各種の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報保護の侵害に対する相談窓口等に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報保護の措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。

二 偏見や差別の撤廃への努力

患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらす、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体と連携して、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供

HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。

第七 普及啓発及び教育

一 基本的考え方及び取組

1 普及啓発及び教育については、近年の発生动向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を促しやすくするような環境を醸成していくことが必要である。

2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、国民一般を対象にHIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とする必要があることから、住民に身近な地方公共団体が中心となつて進めていくことが重要である。

3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資料を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGO等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。

二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化

国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資料等を患者等とNGO等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、企業、NGO等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。

三 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供

HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、検査受診者及び患者等に説明と同意に基づいた保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。

第七 普及啓発及び教育

一 感染予防のための普及啓発の強化

我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、効果的な教育資料を開発する等の具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGOが実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。

二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化

感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資料、患者等が主体的に治療に参加するための疾患の解説書、服薬支援のための手引書、女性や妊婦といった個別の留意事項を必要とする者ごとの疾患の解説書等を患者等とNGOの共同で開発し、普及啓発事業を支援する体制の確立が必要である。

三 医療従事者等に対する教育

研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。

四 関係機関との連携の強化

厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口で外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。

第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携

一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

二 NGO等との連携

個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、NGO等と連携することが効果的である。また、NGO等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。

三 医療従事者等に対する教育

研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。

四 関係機関との連携の強化

厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口で外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。

第八 関係機関との新たな連携

一 省庁、NGO等を含めた関係機関の連携の強化

関係するすべての機関が、役割を分担、協力し、それぞれの立場からの取組を推進することが必要であり、「新たな連携」(パートナーシップ)を確立しなければならない。そのためには、関係省庁間連絡会議や国及び地方公共団体のHIV担当者会議を設置するとともに、厚生労働省及び文部科学省における研究の情報交換、官民連携による施策の推進、「人権教育のための国連一〇年」国内行動計画の趣旨を踏まえた人権啓発事業との連携を図る必要がある。また、国及び地方公共団体とNGOとの接点を強化することにより、相談体制の充実を図るとともに、個別施策層に対する発生动向調査及び施策を推進することが重要である。

二 保健所の役割の強化

地域の必要性に応じ、普及啓発事業の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染症予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。

三 本指針の進捗状況の評価と展開

本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、本指針に基づいて行われる取組の進捗状況に関する年次報告書を作成するとともに、次年度の施策に結び付けるため、患者等、医療関係者、NGO、個別施策層その他の関係者と定期的に意見を交換すべきである。また、国及び関係者は、それぞれの立場を踏まえながら協力するとともに、本指針に基づいて行われる取組の進捗状況を検討する会議の場を設け、必要に応じて、柔軟にその取組を見直していくことが必要である。



健疾発第0331001号
平成18年3月31日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について

我が国においては、主な欧米諸国と比較すると感染者の絶対数は少ないものの、この5年間、HIV感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）の増加傾向が続いており、平成16年には新規報告数が、初めて合計1,000件を突破し、過去最高となるなど、予断を許さない状況となっている。

また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会」（座長：木村 哲 国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター長）報告書によると、現状の問題点として、①診断時には既にエイズを発症している事例が約30%を占めている、②若い世代や同性愛者における感染の拡大への対応が十分ではない、③一部の医療機関への患者等の集中が生じていること等が指摘されているところである。

このような状況を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成18年3月2日厚生労働省告示第89号をもって、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年10月4日厚生省告示第217号。以下「予防指針」という。）の改正がなされたところである。

今後は、改正後の予防指針に基づき、国の技術的支援のもと、基本的には地方公共団体が中心となって、人権や社会的背景に配慮しつつ地域の実情を踏まえながら、感染の予防及びまん延の防止のための重点的かつ計画的なエイズ対策を推進されるよう特段の配慮をお願いします。

なお、改正後の予防指針の概要等は下記のとおりであるので十分に御留意いただきたい。
また、本通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成11年12月28日健
医疾発第124号「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の運用について」
は平成18年3月31日をもって廃止する。

記

第1 予防指針の目的及び性格

1 目的

本予防指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携、人権の尊重、施策の評価及び関係機関との新たな連携等、エイズ予防のための総合的な施策の推進を図るために作成されたものである。

2 性格

上記目的をもって作成された予防指針は、国、地方公共団体、医療関係者及び患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO等」という。）がともに連携してエイズ対策を進めていく行動指針である。

また、予防指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも5年ごとに再評価を加え、その結果を予防指針に反映させることとしている。

第2 改正後の予防指針の概要

1 前文に関する事項

- (1) 我が国における発生の動向については、地域的にも年齢的にも依然として広がりを見せており、特に20代から30代までの若年層や日本人男性の同性間の性的接触の感染事例が増加していることから、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等がともに連携して重点的かつ計画的に感染の予防及びまん延の防止のための施策を更に強力に進めていく必要がある。
- (2) ①HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び教育、②保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、③患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供について、特に重点的に施策を実施されたい。
施策の実施に当たっては、実効性を高めるため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等との連携体制の強化に取り組まれない。
- (3) 感染症法においては、感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置付けるとともに、患者等の人権を尊重し、偏見や差別の解消を法制定の理念としているので、常にこれらの点を念頭において施策の推進に当たられたい。

2 原因の究明に関する事項

- (1) H I V感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医療関係者に対して情報を公開していくことは、H I V感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供のための施策の推進にあたり、最も基本的かつ重要な事項であるので、国が実施するエイズ発生動向調査及び病状に変化を生じた事項に関する報告（任意報告）に対し、引き続き御協力をお願いする。

また、これらの結果については、個人情報の保護に十分配慮しながら、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）の施策の推進にあたり積極的に活用されたい。

- (2) 都道府県等においても、地域の実情に応じて個別施策層に対し、患者等の人権及び個人情報の保護に配慮した上で、追加的な調査研究を実施されたい。
- (3) また、国際交流がますます盛んになってきたことから、国内だけでなく国外における感染状況の把握に努めるとともに、それを施策へ反映させていくことも重要である。

3 発生の予防及びまん延の防止に関する事項

- (1) 我が国における現在の最大の感染経路が性的接触であることから、国民に対して①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、予防対策を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。
- (2) 保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域の発生動向を正確に把握できるよう、その機能が強化されることが重要である。
- (3) 普及啓発にあたっては、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がH I Vに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを意図して行われる必要がある。
- (4) 感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個々人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。このため、地域の実情に応じて、保健所はもとより、検査室等保健所以外においても、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けることができる場所と時間帯等の周知を行うなど利用の拡大に努められたい。また、検査・相談体制の充実にあたっては、エイズ治療拠点病院の積極的な活用を図ることが望ましい。
- (5) 感染症法に定める予防計画等に検査・相談体制に関する事項を盛り込むなど、毎年度検査相談体制に関する計画を定め、着実に進める必要がある。
- (6) H I V感染は性感染症の罹患と関係が深いことから、性感染症の予防対策と連携した施策の実施が必要である。

- (7) また、検査・相談の機会を個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、検査受診者のうち希望者に対しては、検査前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要であり、検査の結果が陽性であった者に対する相談及び早期治療・発症予防の機会を提供することが重要である。さらに、陰性であった者についても、行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。
- (8) 個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮し、その特性を踏まえた、きめ細かく効果的な施策を実施することが重要である。
- (9) 予防及び医療の提供に関する保健医療相談需要の多様化等に対応した相談窓口体制の強化が必要である。その際、心理的背景や社会的背景に十分配慮した専門的な相談としてのカウンセリングが必要である。そのためには、カウンセリング専門研修の受講による相談事業の質的向上、患者等及び個別施策層によるピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）の活用が必要かつ有効である。特に個別施策層に対しては、NGO等との連携等による相談が受けやすい環境づくりも不可欠である。
- 以上のことから、都道府県等にあつては、担当者の資質の向上を図りつつ、地域の実情に応じた電話相談、派遣相談などの相談体制の強化に努められたい。

4 医療の提供に関する事項

- (1) 総合的な医療提供体制の確保については、次のような点に留意が必要である。

ア 患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関である国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から各都道府県毎に原則として1か所選定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

イ 国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センターの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院をそれぞれ支援するという、各種拠点病院の役割を明確にするとともに、中核拠点病院等を中心として都道府県内における総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上を図られたい。また、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられる基盤作りが重要である。

ウ 中核拠点病院においては、エイズ診療に十分経験のある医師の確保やエイズ治療拠点病院に対する研修や医療情報の提供、ブロック拠点病院やエイズ治療拠点病院との緊密な連携を図ることが求められている。

エ 中核拠点病院以外のエイズ治療拠点病院におかれても、引き続き、エイズに関する総合的かつ高度な医療の提供、情報の収集と地域の他の医療機関への情報提供及び地域内の医療従事者に対する教育の実施に努められたい。

オ 高度化したH I V治療の実施や、合併症や併発症を有する患者への治療等のためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要である。

このため、国が外来診療におけるチーム医療等についてのマニュアルを作成する予定であるので、これを参考に良質かつ適切な医療を確保されたい。

また、一般医療機関での診療を促進するために地域内のあらゆる医療機関とそこに受診する患者等が、専門医等の意見を聞けるような連携体制を構築することが必要である。

カ この連携強化を図っていくには、患者等の精神的、心理的な側面も配慮した受診しやすい環境づくりとともに、専門的医療と地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携、検査受診や感染の予防に関する啓発及び情報提供等を円滑に行っていくことが必要であり、これらの各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能（コーディネート）を強化するなど、総合的な診療体制の確保を目指すことが重要である。

また、H I Vに関する専門的な教育、研修を推進し、それらを受けた人材の活用も体制整備に必要である。

キ 患者等に対し効果的な治療を実施し、かつ、感染の拡大を抑制していくためには、医療従事者による十分な説明と同意（インフォームド・コンセント）が重要である。

ク 上記の医療提供体制の強化を図っていくため、患者等や医療機関が適時、適切に医療情報、診療情報の利用が可能となる情報提供体制の整備と普及が重要である。このため、個人情報の保護に万全を期した上でインターネットやファクシミリによる医療情報提供体制の整備や国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センターを中心としてエイズ治療拠点病院間を結ぶH I V診療支援ネットワークシステム（A-net）の普及及び活用について積極的に取り組まされたい。

ケ 地域の実情に応じて、歯科診療確保のための歯科診療所との連携を図ることが重要である。

(2) 都道府県においては、H I V治療に関わる医療従事者の育成を図るため、研修計画を策定し、着実に実施されたい。国においては、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することとしており、これらの各種研修を積極的に活用されたい。

(3) 都道府県においては、個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するため、その精神的・心理的側面、社会行動的側面等の特性を踏まえた対応が必要であり、その際、各種専門的な研修や具体的対応マニュアル等を活用されたい。また、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やH I V治療に関する相談の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応については、

通訳や外国人に対応できる医療ソーシャルワーカーの確保による多言語での対応の充実が必要であること。また、ボランティアやNGO等を活用し、カウンセリング体制の充実を図られたい。

- (4) HIV治療の進歩に伴い、患者等が長期間障害を持ちながらも療養できるようになり、HIV感染者は身体障害者の認定が受けられることから、HIV感染者に対する日常生活支援のための保健医療サービスと福祉サービスとの連携（コーディネーション）強化がますます重要となっており、医療ソーシャルワークやピア・カウンセリングの積極的な活用を推進されたい。
- (5) 患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、NGO等との連携体制や社会資源の活用、人権侵害への対応、心理的支援等における相談方法や相談窓口についての情報提供に努められたい。

5 研究開発の推進

国及び都道府県等においては、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。国においては、各種治療指針等の作成のための研究を優先的に対応することとしているが、都道府県等においても、地域の実情にあった調査研究を行うことが必要である。なお、調査研究結果については公開等を行っていくことが重要である。

6 人権の尊重に関する事項

- (1) 保健所、医療機関等の保健医療部門及び福祉施策部門等における患者等に係る個人情報については、人権擁護の観点から、保護を徹底することが重要である。都道府県等にあつては、各種研修及び情報提供の場を活用し、関係機関への周知徹底を図られたい。
- (2) 患者等及び個別施策層に対する偏見、差別の撤廃に関し、機会あるごとに、地域住民への普及啓発に努められたい。また、具体的な偏見、差別の要因を撤廃するための普及啓発の努力を行うとともに、必要があれば、心理的支援としてのカウンセリングの機会が容易に得られるよう、相談方法や相談窓口についての情報提供に努められたい。

7 普及啓発及び教育に関する事項

- (1) 近年の発生動向等を踏まえた上で、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けたHIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。また、HIV感染の最大の感染経路は性的接触であることから、性感染症の予防のための正しい知識の普及を図るとともに無防備な性行動を抑制する観点から、お互いの身体や心を思いやる心の醸成を図るとともに、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力の向上を図る取組が

求められている。

- (2) 普及啓発及び教育を行うに当たっては、地方公共団体は、国民一般を対象にHIV・エイズに係る正しい知識を提供することに加え、個別施策層の対象となる層を設定し、行動変容を促すような普及啓発及び教育を進めていくことが重要である。このためには、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とすることが必要である。

なお、地方公共団体が行う普及啓発のうち、青少年や同性愛者に対しては、厚生労働省が文部科学省と連携して取り組んでいる「青少年エイズ対策事業」や同性愛者に対する普及啓発の拠点を確保する「コミュニティセンター事業」を活用及び参考とするなど積極的に対応されたい。併せて、これらを実施するに当たり必要となるマニュアルを作成する予定であるので、これを参考とされたい。その際、都道府県においては、普及啓発の実施に当たり、市町村と相互に連携を図ることが求められる。

また、普及啓発資料の作成にあたっては、患者等や個別施策層の当事者等の参加によって実効ある普及啓発に努められたい。

- (3) 特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発及び教育を行うにあたっては、教育委員会、医療関係者、企業、NGO等との連携を図ることが重要である。

なお、都道府県等においては、エイズ対策推進協議会や都道府県等保健所運営協議会などの場を積極的に活用することが望ましい。

また、HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発や教育を行うに当たっては、地方公共団体は、要となる職員の育成に取り組む必要がある。育成にあたっては、財団法人エイズ予防財団等の行う研修を活用されたい。

8 施策の評価及び関係機関との新たな連携に関する事項

- (1) 施策の評価については、次のような点に留意する必要がある。

ア 都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実、③医療提供体制の確保等に関して、地域の実情に応じた施策目標等を設定することや、エイズ対策推進協議会における意見等を踏まえ、実施状況等を評価し、施策を柔軟に見直すなど、実効ある施策の推進に努められたい。

イ 感染者等の数が全国水準より高いなどの地域に対して、国は、必要に応じて技術的助言を行うこととしており、重点的に連絡調整すべき都道府県等に指定された都道府県等においては、国と十分に連携して積極的に施策を推進されたい。

ウ 国は、本予防指針を有効に機能させるため、これに基づいて実施される取組の進捗状況を年次報告書としてとりまとめるとともに、審議会等の場を活用し、患者等、医療機関、NGO、個別施策層等の関係者と定期的に意見の交換を図り、次年度の施策に結びつけることとしている。

なお、国は、国や都道府県等の各種主要施策の実施状況等をモニタリングするとともに進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うこととしており、このため、都道府県等におかれては、必要な情報提供についてご協力をお願いしたい。

- (2) 個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、NGO等と連携強化を図ることが効果的である。そのため、NGO支援の核としての機能を有する財団法人エイズ予防財団がNGO等の活動状況に係る情報提供を予定しているので、これを活用されたい。

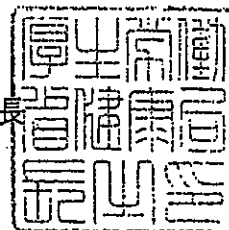


健発第0331001号

平成18年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



エイズ治療の中核拠点病院の整備について（通知）

エイズ対策については、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年厚生省告示第217号。以下「予防指針」という。）により実施いただいているところである。

今般、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書」（平成17年6月13日付け）等を踏まえ予防指針を改正し、平成18年4月1日から適用することとした。

改正後の予防指針においては、新たに中核拠点病院制度を創設したので、下記の点にご留意いただき、中核拠点病院を中心に、各都道府県内における総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上を引き続き図っていただくようお願いする。

記

1 中核拠点病院制度の目的

HIV感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）が安心して医療を受ける体制を整備するべく、「エイズ治療の拠点病院の整備について（通知）」（平成5年7月28日健医発第825号。以下「平成5年通知」という。）及び「エイズ治療の地方ブロック拠点病院の整備について（通知）」（平成9年4月25日健医発第678号）等により、エイズ治療に関する医療体制の整備を図ってきたところである。

しかしながら、特にエイズ治療の地方ブロック拠点病院（全国14箇所。以下「ブロック拠点病院」という。）に患者等が集中しているとの指摘があることから、その状況を改善し、都道府県内において良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、新たに中核拠点病院制度を創設することとした。

中核拠点病院は、都道府県が原則として各都道府県内の拠点病院の中から1箇所選定することとし、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センターの支援を受けるブロック拠点病院は中核拠点病院を、中核拠点病院は拠点病院を、それぞれ支援するものと位置づけ、中核拠点病院を中心に、各都道府県内における拠点病院間の機能分化を含めた医療提供体制の再構築を重点的かつ計画的に図られたい。

2 中核拠点病院の機能

中核拠点病院は、平成5年通知により拠点病院に求められる機能を含め、以下の機能を有す。

なお、(1)については要件を具備することが必要であるが、当面、実情に応じた取り扱いをして差し支えなく、今後、患者数の動向等を踏まえながら体制整備に取り組まれたい。

(1) 高度なH I V診療の実施

- ① H I V診療に十分な経験を有する医師を確保するとともに、外来における総合的なH I V診療が可能となる体制や、関係職種からなるチーム医療体制の整備が図られること
- ② H I V感染者に対する入院医療が可能となる体制を整備すること
- ③ 全科による診療体制を確保すること
- ④ カウンセリングを提供できる体制を整備すること

(2) 必要な施設・設備の整備

- ① 患者のプライバシーを守ることが可能な外来診療室を設置すること
- ② 病状に応じて、個室への収容が可能であること
- ③ 院内感染防止に関する必要な備品を整備すること
- ④ その他H I V診療に必要な機器を整備すること

(3) 拠点病院に対する研修事業及び医療情報の提供

都道府県内の拠点病院の医療従事者等に対する各種研修を実施し、エイズ診療にあたる人材の育成を図ること。

また、各都道府県内の拠点病院やH I V診療・ケアに関する情報を拠点病院の医療従事者に対して提供すること。

(4) 拠点病院等との連携の実施

中核拠点病院は、拠点病院等との連携を進めるため、連絡協議会を設置し、必要な連携調整を図ること。なお、連絡協議会の構成については、一般医療機関や歯科医療機関との連携が図られるよう委員の選任に配慮すること。

3 都道府県の役割

- (1) 中核拠点病院の選定にあたっては、地域のH I V感染の発生動向に留意しつつ、現行のH I V医療体制を評価した上で、単に中核拠点病院の選定にとどまらず、都道府県内において良質かつ適切なH I V医療を提供する観点から検討を進められたい。
- (2) 都道府県は、適切な医療機関の連携を図るため、中核拠点病院が設置する連絡協議会の運営に積極的に関与されたい。
- (3) 中核拠点病院や拠点病院の診療の質の向上を図るため、都道府県は、毎年度、研修計画を策定し、その実施にあたって全部又は一部を中核拠点病院に委託されたい。
- (4) 都道府県は、患者等に対する歯科診療を確保するため、地域の実情に応じて、診療に協力する歯科診療所との連携を進められたい。そのため、都道府県歯科医師会と連携しながら、研修会等を通じ、H I V・エイズに対する正しい知識と感染防止対策の周知徹底等を図っていくことが求められる。

4 中核拠点病院の選定について

中核拠点病院の選定にあたっては、地域の実情を勘案しつつ、エイズ対策推進協議会等を活用し、都道府県医師会、ブロック拠点病院関係者や患者等の意見を踏まえつつ、選定にあたることが望ましい。

なお、選定の時期及び報告方法等については、別途通知する。



健疾発第0331002号

平成18年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



エイズ治療の中核拠点病院の選定等について（通知）

平成18年3月31日健発第0331001号「エイズ治療の中核拠点病院の整備について（通知）」4に規定する中核拠点病院の選定の時期及び報告方法等については、下記のとおりとする。

記

1. 中核拠点病院の選定について

中核拠点病院を選定するにあたっては、平成9年5月27日健医感発第61号「エイズ治療の拠点病院の選定にかかる協議について」と同様、事前に当職あて協議されたい。
なお、協議については、遅くとも平成18年度中を目途に終わられるようお願いする。

2. 国庫補助について

中核拠点病院については、エイズ治療拠点病院であるため、中核拠点病院が実施する各種研修会や連絡協議会の運営については、平成14年3月27日健発第0327013号「エイズ対策促進事業について」の適用を受け、中核拠点病院のエイズ専用外来診療室の整備等については平成6年6月23日健医発第746号「エイズ治療拠点病院整備事業について」の適用を受ける。

なお、当該事業については、中核拠点病院に対して、重点的に配分することとしていることを申し添える。

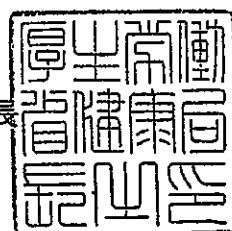


健発第0331002号

平成18年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長



平成18年度「HIV検査普及週間」について

エイズ対策の推進に当たっては、日頃から御高配をいただいているところであるが、平成18年度より、HIV検査普及週間を創設し、平成18年度「HIV検査普及週間」実施要綱（別紙）に基づき実施することとしたので、貴職におかれては、当実施要綱を参考にHIV検査の普及・推進を図るようお願いする。

なお、本週間に実施した検査・行事等については、平成18年7月末日までに厚生労働省健康局疾病対策課あて御報告願いたい（報告様式は別途通知する）。

平成18年度「H I V検査普及週間」実施要綱

1 趣 旨

H I V感染者・エイズ患者新規報告数は、依然として増加傾向にある。平成16年においては、初めてあわせて1,000件を突破して過去最高となっており、平成18年1月27日に開催されたエイズ動向委員会の発表によると、平成17年の速報値でも1,000件を突破しているなど、予断を許さない状況となってきた。

また、診断時には既にエイズを発症している事例が約3割を占めており、これは、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

これまでも保健所や検査室等においては、無料・匿名でH I V検査を行うとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を進めてきたが、今後はより一層こうした取組みの推進が求められている。

そこで、ここに、H I V検査普及週間（以下「本週間」という。）を創設し、国や都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区を言う。以下同じ）が行う検査・相談体制の充実を図る取組みを強化することにより、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起し、もってH I V検査の浸透・普及を図ることとする。

2 期 間

平成18年6月1日(木)～7日(水)

3 主 唱

厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

4 主 題（キャッチフレーズ）

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、H I V検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「エイズ検査」という名称を用いても構わない。

（例：「エイズ検査は、あなたにも必要です」等）

5 実施方法

(1) 厚生労働省・財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くH I V・エイズに対する関心の喚起を図る。

また、H I V検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、

検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

(2) 都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、H I V検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や、迅速検査の実施はもとより、H I V検査の普及を図るため、イベント等集客の多い機会と連動した検査の実施などを行う。

また、エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報につき、積極的な広報に努める。

6 留意事項

H I V検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会を、受診者個々人の行動変容を促す絶好の機会と位置付け、適切な相談を行うよう努めること。また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等にあたり十分に説明する等配慮すること。

7 その他

なお、本週間における当検査・相談の実施については保健事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象であること、また検査・相談とあわせて行うイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象であることを申し添える。



健疾発第0331003号
平成18年3月31日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



「エイズ対策推進協議会」等の設置及び積極的な活用について（依頼）

「エイズ対策推進協議会」等の設置については、「エイズ対策促進事業」（保健事業費等国庫負担（補助）金）において平成5年度から開始され、平成14年3月27日健疾発第0327001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「エイズ対策促進事業の実施について」により、各種のエイズ対策の推進が図れるよう、地域の実情を踏まえたエイズ対策の計画・立案を行うため設置・運営をお願いしているところです。

今般、エイズ対策推進協議会等の設置・運営状況について調査したところ、別紙のとりの状況でした。

厚生労働省では、平成18年3月2日厚生労働省告示第89号をもって「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」を改正しましたが、その中で我が国におけるHIV感染者・エイズ患者の増加や疾患特性の変化に鑑み、今後は、基本的に地方公共団体（特に都道府県等）が中心となりエイズ対策の実施にあたることを求められております。

つきましては、未設置の都道府県等においては、既存の審議会等を活用することも考慮しつつ速やかに設置をお願いします。

また、改正エイズ予防指針は、「原因の究明」、「発生の予防及びまん延の防止」、「医療の提供」、「研究開発の推進」、「国際的な連携」、「人権の尊重」、「普及啓発及び教育」、「施策の評価及び関係機関との新たな連携」などを総合的に推進するために作成されたものであり、都道府県等においては、これらを踏まえた対策が円滑に実施できるよう、委員構成にご留意願います。

なお、エイズ対策推進協議会の開催経費については、「エイズ対策促進事業」による補助の対象となっていることを申し添えます。

エイズ対策推進協議会等の設置・運営状況

平成17年度

	協議会の設置
1 北海道	◎
2 青森県	▲
3 岩手県	▲
4 宮城県	
5 秋田県	◎
6 山形県	▲
7 福島県	◎
8 茨城県	○
9 栃木県	▲
10 群馬県	▲
11 埼玉県	◎
12 千葉県	▲
13 東京都	◎
14 神奈川県	◎
15 新潟県	◎
16 富山県	
17 石川県	○
18 福井県	◎
19 山梨県	
20 長野県	◎
21 岐阜県	▲
22 静岡県	◎
23 愛知県	
24 三重県	
25 滋賀県	◎
26 京都府	◎
27 大阪府	◎
28 兵庫県	▲
29 奈良県	◎
30 和歌山県	
31 鳥取県	▲
32 島根県	○
33 岡山県	◎
34 広島県	▲
35 山口県	◎
36 徳島県	
37 香川県	◎
38 愛媛県	◎
39 高知県	◎
40 福岡県	
41 佐賀県	○
42 長崎県	◎
43 熊本県	◎
44 大分県	◎
45 宮崎県	○
46 鹿児島県	◎
47 沖縄県	◎
48 札幌市	◎
49 仙台市	◎
50 さいたま市	
51 千葉市	▲
52 川崎市	◎
53 横浜市	◎
54 静岡市	
55 名古屋市	◎
56 京都市	◎
57 大阪市	◎
58 神戸市	◎
59 広島市	◎
60 福岡市	▲
61 北九州市	◎

都道府県 (47)

指定都市 (14)

*◎…エイズ対策促進事業費補助金を活用して設置している自治体
 ○…その他前年度で設置している自治体
 ▲…設置しているが実施していない自治体
 空欄…設置していない自治体

地方自治体に対するアンケート結果

	協議会の設置
62 旭川市	◎
63 秋田市	
64 郡山市	
65 いわき市	◎
66 宇都宮市	
67 川崎市	
68 船橋市	
69 横須賀市	○
70 相模原市	
71 新潟市	
72 富山市	
73 金沢市	
74 長野市	
75 岐阜市	
76 浜松市	
77 豊田市	
78 岡崎市	
79 豊橋市	
80 堺市	
81 高槻市	○
82 東大阪市	
83 姫路市	
84 奈良市	◎
85 和歌山市	
86 岡山市	
87 倉敷市	
88 福山市	
89 高松市	
90 松山市	◎
91 高知市	○
92 長崎市	○
93 熊本市	◎
94 大分市	○
95 宮崎市	
96 鹿児島市	
97 小樽市	
98 函館市	▲
99 尼崎市	
100 西宮市	
101 呉市	
102 下関市	
103 大牟田市	
104 佐世保市	
105 千代田区	
106 中央区	
107 港区	
108 新宿区	
109 文京区	
110 台東区	
111 墨田区	
112 江東区	
113 品川区	
114 目黒区	
115 大田区	
116 世田谷区	
117 渋谷区	
118 中野区	
119 杉並区	▲
120 豊島区	▲
121 北区	
122 荒川区	
123 板橋区	
124 練馬区	
125 足立区	
126 葛飾区	◎
127 江戸川区	

中核市 (35)

保健所設置市 (8)

特別区 (23)

合 計

◎	40	31.5%
○	9	7.1%
▲	15	11.8%
未設置	63	49.6%

エイズ対策推進協議会の主な検討内容について

発生動向

- 現状及び状況報告(北海道・茨城県・埼玉県・静岡県・京都府・大阪府・香川県・高知県・大分県・札幌市・名古屋市)
- エイズを含む感染症全体の発生動向とその対策について(石川県)
- 感染源の把握及び二次感染に関すること(大阪市)

検査・相談体制

- HIV抗体検査・相談事業の報告(埼玉県・福井県・愛媛県・宮崎県・横須賀市・葛飾区)
- 検査・相談体制についての協議(秋田県・東京都・新潟県・大阪市・北九州市・奈良市・長崎市)
- 妊婦のHIV検査について(佐賀県)

正しい知識の普及啓発

- 青少年エイズ対策(秋田県・高槻市)
- 個別施策層に対する予防啓発(東京都)
- 正しい知識の普及に関すること(滋賀県・鹿児島県・広島市・旭川市)
- エイズと性感染症に関する普及啓発活動を協議(長崎県)
- 患者及び感染者の人権擁護(京都市・広島市)
- 学校教育との連携(いわき市)
- 10代20代のHIV感染、性感染症の予防対策について、目標値の設定(熊本市)

医療体制整備

- 医療体制について(東京都・山口県・北九州市)
- 拠点病院別患者数報告、病院間の受け入れ体制について(大阪府)
- 病院間の意見交換(島根県・佐賀県)
- 診療体制の見直しについて(愛媛県)

エイズ対策全般

- エイズ対策概要説明(北海道・福島県・福井県・京都府・奈良県・島根県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県・札幌市・横浜市・高槻市・松山市・長崎市)
- 現状と今後の対策について(茨城県・長野県・静岡県・香川県・沖縄県・川崎市・奈良市)
- 3カ年計画での基本計画の策定(仙台市)
- 事業計画(神奈川県・福井県・沖縄県・川崎市・熊本市・大分市)

その他

- エイズ対策に対する報告書の作成(茨城県)
- 海外のエイズ対策(奈良県)
- 関係機関の連携について(山口県・鹿児島県・大阪市)

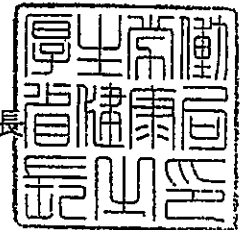


健発第0331003号

平成18年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に伴う
「エイズ治療拠点病院整備事業について」等の一部改正について（通知）

先般、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正が告示されたところであるが、今般、併せて、平成6年6月23日医発第746号「エイズ治療拠点病院整備事業について」及び平成9年4月25日健医発第678号「エイズ治療の地方ブロック拠点病院の整備について（通知）」を次のとおり改正することとしたので、御了知ありたい。

- 1 平成6年6月23日健医発第746号「エイズ治療拠点病院整備事業について」の別紙「エイズ治療拠点病院整備事業実施要綱」の一部を次のとおり改正する。

2 中「（国立医療機関を除く。）」を「（国立高度専門医療センター、独立行政法人国立病院機構の病院及び国立大学法人の病院は除く。）」に改める。

- 2 平成9年4月25日健医発第678号「エイズ治療の地方ブロック拠点病院の整備について（通知）」の一部を次のとおり改正する。

ア 4 中「看護婦」を「看護師」に改める。

4（1）中「国立病院」を「独立行政法人国立病院機構の病院」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

4（2）中「北海道大学医学部附属病院」を「北海道大学病院」に、「新潟大学医学部附属病院」を「新潟大学医歯学総合病院」に、「広島大学医学部附属病院」を「広島大学病院」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

5（1）中「国立病院」を「独立行政法人国立病院機構の病院」に改める。

6（1）中「看護婦」を「看護師」に改める。

7（1）中「看護婦」を「看護師」に改める。

イ 別紙地方ブロック拠点病院一覧表中、「北海道大学医学部附属病院」を「北海道大学病院」に、「旭川医科大学医学部附属病院」を「旭川医科大学病院」に、「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に、「国立仙台病院」を「独立行政法人国立病院機構仙台医療センター」に、「新潟大学医学部附属病院」を「新潟大学医歯学総合病院」に、「国立名古屋病院」を「独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター」に、「国立大阪病院」を「独立行政法人国立病院機構大阪医療センター」に、「広島大学医学部附属病院」を「広島大学病院」に、「社会保険広島市立病院」を「広島市立広島市民病院」に、「国立九州医療センター」を「独立行政法人国立病院機構九州医療センター」に改める。

「エイズ治療拠点病院整備事業について」 新旧対照表

改正（案）	現 行
2 事業の実施主体 実施主体は、都道府県、市町村、公的医療機関（国立高度専門医療センター、独立行政法人国立病院機構の病院及び国立大学法人の病院を除く。）及び医療法人等の非営利法人とする。	別紙 エイズ治療拠点病院整備事業実施要綱 1 事業の目的 略 2 事業の実施主体 実施主体は、都道府県、市町村、公的医療機関（国立医療機関を除く。）及び医療法人等の非営利法人とする。 3 補助対象事業及び補助条件 略 4 その他の条件 略

「エイズ治療の地方ブロック拠点病院の整備について（通知）」 新旧対照表

改正（案）	現 行
1～3 略 4 ブロック拠点病院内の体制 ブロック拠点病院としての機能を発揮できるように、医師、看護師、カウンセラー及び情報担当職員による体制の確保に努める。 (1) 東北ブロック、東海ブロック、近畿ブロック及び九州ブロックのブロック拠点病院（以下「<u>独立行政法人国立病院機構の病院</u>」という。）における体制の確保 独立行政法人国立病院機構の病院においては、専門医師2名、外来看護師2名及び病棟看護師1名を配置するとともに、カウンセラー1名及び情報担当職員1名を派遣により配置するほか、血友病担当医師（血友病の治療経験のある医師）を病院内に確保するよう努める。 (2) 北海道ブロック、関東・甲信越ブロック、北陸ブロック及び中国・四国ブロックのブロック拠点病院（ただし、北海道ブロックにおいては北海道大学病院、関東・甲信越ブロックにおいては新潟大学医学部総合病院、中国・四国ブロックにおいては広島大学病院に限る。以下「<u>大学病院等</u>」という。）における体制の確保 大学病院等においては、関係機関と連携し、専門医師の確保等必要な体制を整備するため、リサーチレジデントや都道府県からの派遣職員により、医師2名、看護師1名、カウンセラー1名及び情報担当職員1名の5名を配置するよう努める。 なお、ブロックにより患者・感染者数に格差があること等を考慮し、地域の実情にあった体制の整備に努める。 5 ブロック拠点病院の施設・設備 ブロック拠点病院としての機能を発揮できるように、次に掲げる必要な施設・設備の確保、整備に努める。 (1) <u>独立行政法人国立病院機構の病院</u>における施設・設備 ① 外来診療室 略 ② 個室病室 略 ③ カウンセリング室 略 ④ 研修室 略 ⑤ 設備 略 (2) 大学病院等における施設・整備 略	1～3 略 4 ブロック拠点病院内の体制 ブロック拠点病院としての機能を発揮できるように、医師、看護師、カウンセラー及び情報担当職員による体制の確保に努める。 (1) 東北ブロック、東海ブロック、近畿ブロック及び九州ブロックのブロック拠点病院（以下「<u>国立病院</u>」という。）における体制の確保 国立病院においては、専門医師2名、外来看護師2名及び病棟看護師1名を配置するとともに、カウンセラー1名及び情報担当職員1名を派遣により配置するほか、血友病担当医師（血友病の治療経験のある医師）を病院内に確保するよう努める。 (2) 北海道ブロック、関東・甲信越ブロック、北陸ブロック及び中国・四国ブロックのブロック拠点病院（ただし、北海道ブロックにおいては北海道大学医学部附属病院、関東・甲信越ブロックにおいては新潟大学医学部附属病院、中国・四国ブロックにおいては広島大学医学部附属病院に限る。以下「<u>大学病院等</u>」という。）における体制の確保 大学病院等においては、関係機関と連携し、専門医師の確保等必要な体制を整備するため、リサーチレジデントや都道府県からの派遣職員により、医師2名、看護師1名、カウンセラー1名及び情報担当職員1名の5名を配置するよう努める。 なお、ブロックにより患者・感染者数に格差があること等を考慮し、地域の実情にあった体制の整備に努める。 5 ブロック拠点病院の施設・設備 ブロック拠点病院としての機能を発揮できるように、次に掲げる必要な施設・設備の確保、整備に努める。 (1) <u>国立病院</u>における施設・設備 ① 外来診療室 略 ② 個室病室 略 ③ カウンセリング室 略 ④ 研修室 略 ⑤ 設備 略 (2) 大学病院等における施設・整備 略

6 ブロック拠点病院における全科対応による総合診療体制の確保

- (1) エイズ医療に関わる全科にそれぞれ責任者をおくとともに、医師、看護師、ケースワーカー、カウンセラー等エイズ医療に関わる全科出席のHIV委員会をブロック拠点病院内に設置し、全科対応による総合診療体制(緊急時の入院受け入れを含む。)の確立に努める。

なお、HIV委員会においては、総合診療体制を確保するため、患者・感染者からの申し入れがあった場合は、患者・感染者からの意見を聞く機会を設けるものとする。
以下 略

7 ブロック拠点病院におけるエイズ医療に関する専門性の向上

- (1) 医師、看護師等を対象とした海外研修やエイズ治療・研究開発センター等の研修に積極的に参加し、エイズ医療の専門性の向上を図る。

以下 略

8～10 略

別紙 地方ブロック拠点病院一覧表

北海道大学病院
旭川医科大学病院
札幌医科大学附属病院
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
新潟大学医学部総合病院
独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
広島大学病院
広島市立広島市民病院
独立行政法人国立病院機構九州医療センター

6 ブロック拠点病院における全科対応による総合診療体制の確保

- (1) エイズ医療に関わる全科にそれぞれ責任者をおくとともに、医師、看護師、ケースワーカー、カウンセラー等エイズ医療に関わる全科出席のHIV委員会をブロック拠点病院内に設置し、全科対応による総合診療体制(緊急時の入院受け入れを含む。)の確立に努める。

なお、HIV委員会においては、総合診療体制を確保するため、患者・感染者からの申し入れがあった場合は、患者・感染者からの意見を聞く機会を設けるものとする。
以下 略

7 ブロック拠点病院におけるエイズ医療に関する専門性の向上

- (1) 医師、看護師等を対象とした海外研修やエイズ治療・研究開発センター等の研修に積極的に参加し、エイズ医療の専門性の向上を図る。

以下 略

8～10 略

別紙 地方ブロック拠点病院一覧表

北海道大学医学部附属病院
旭川医科大学医学部附属病院
札幌医科大学医学部附属病院
国立仙台病院
新潟大学医学部附属病院
国立名古屋病院
国立大阪病院
広島大学医学部附属病院
社会保険広島市立病院
国立九州医療センター